

## 障害者施策の見直し及び転換について

共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく、その持続可能性を確保し、社会の変化に対応した施策を実施するため、障害者施策の見直し及び転換を図るものです。

### 1 現状

#### (1) 総人口と障害者数の推計

令和2年国勢調査結果に基づく本市の将来人口推計によると、令和7(2025)年をピークに本市の総人口は減少に転じますが、65歳以上の人口はその後約20年増加を続けることが見込まれています。また、これまでの増加率から障害者数を推計すると、65歳以上の人口と共に増加を続けることが予想されます。

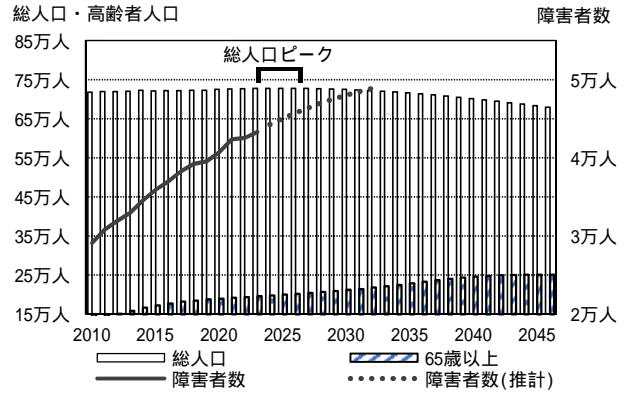


図1 相模原市の将来人口推計と障害者数

#### (2) 社会福祉費(扶助費)決算額の推移

社会福祉費の扶助費<sup>1</sup>の決算額の推移は、過去20年で6倍以上に、決算総額に対する割合も3倍以上に増加しています。

1 社会福祉費：総務省の決算統計上の分類。そのほとんどが障害者施策に係る経費であり、令和3年度決算額のうちのみ市民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(約55億円)に係る経費は控除している。

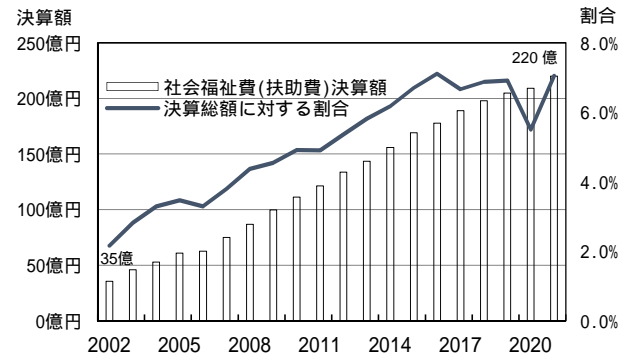


図2 本市の社会福祉費(扶助費)の推移

#### (3) 他の指定都市等との比較

社会福祉費(扶助費)のうちのみ市単独事業に掛かる経費(一般財源)について、他の指定都市及び県内市と比較すると、本市は人口一人当たりの額が最も高く、いずれも平均の2倍以上となっています。

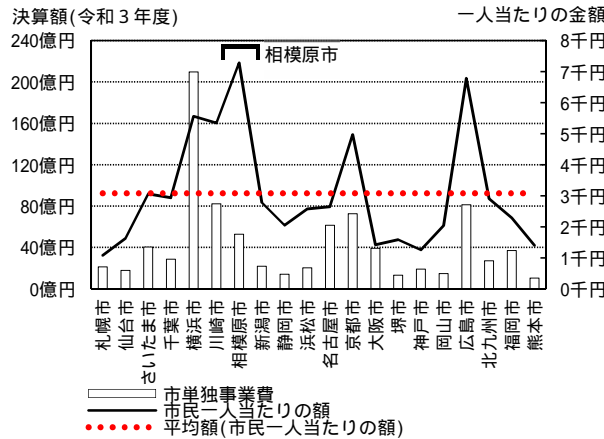


図3 市単独事業の決算額の指定都市比較

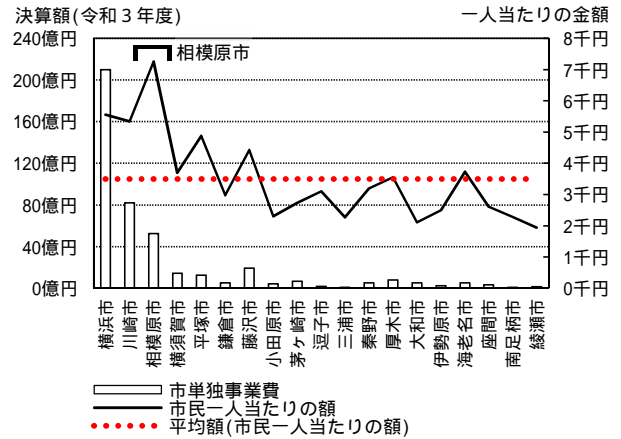


図4 市単独事業の決算額の県内市比較

(地方財政状況調査結果(総務省HP)及び本市決算額から作成)

## 2 見直し及び転換の必要性

今後、市の総人口が減少していく中でも障害者数は増加していくことが想定され、市単独事業の大部分を占める個別給付施策を継続すると、新規の事業はおろか既存の事業を継続することも困難な状態となることが見込まれます。

一方で、医療技術の進展に伴って増加する医療的ケア児者への支援ニーズや、8050問題等の複合化・複雑化した課題等による新たなニーズが生じており、共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく、社会の変化に対応した施策を実施していくには、抜本的な見直しを行い、転換を図っていく必要があります。

## 3 見直し及び転換の内容

障害者施策の持続可能性を確保するという点、障害の「社会モデル」<sup>2</sup>に基づく社会の整備を行う点等から、今後実施し、及び検討していくべき施策及び転換を図るため廃止縮小をする個別給付施策を次のとおりとします。

2 障害の「社会モデル」：障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。従来の「障害」は、心身の機能の障害のみに起因するとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。この「社会モデル」の考え方は障害者の権利に関する条約で採用され、日本ではこれを平成26(2014)年に批准しています。

### (1) 今後実施・検討をしていくべき施策

#### ア 福祉の基盤の整備

##### (ア) 相談支援の基盤

支援を必要とする人が必要な支援を受けられるようにするための体制を強化します。

取組の方向性	新規拡充事業
相談支援窓口の拡充	・中央障害者相談支援キーテーションの設置 ・ひきこもりに係る地域での相談支援体制の充実 等
アウトリーチの強化	・包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化 ・多機関連携によるアウトリーチ機能の強化
情報アクセシビリティの強化	・ICTを活用した申請手続等の利便性向上 ・遠隔手話通訳サービスの本格実施 等

##### (イ) 福祉サービスの基盤

障害福祉サービスの質、利便性の向上や、人材の確保など、支援のための社会資源の充実にに向けた取組を強化します。

取組の方向性	新規拡充事業
障害福祉サービスの質等の向上	・障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化 ・夕方以降の利用に係る地域生活支援事業の整理 等
福祉人材の確保	・障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助 ・担い手確保のための手話講座の拡充 等
施設の整備	・障害者支援施設等の老朽化対策に係る改修費の補助 ・医療的ケア者等に係る医療型短期入所施設の整備(令和7年度以降) <sup>3</sup> 等

(ウ) 地域生活の基盤

障害者が地域で安心して生活するための地域づくりに向けた取組を強化します。

取組の方向性	新規拡充事業
理解促進・差別解消	・共生社会推進サポーター認定事業の実施 ・ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進 等
地域生活の支援	・障害者の短時間雇用創出事業 ・救急搬送時の手話通訳者派遣 等

イ 社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応

医療的ケア児者への支援ニーズへの対応など、社会状況の変化に対応した取組を実施します。

取組の方向性	新規拡充事業
医療的ケア児者等に係る支援	・人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助 ・医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置 等
若年性認知症に係る支援	・若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実
その他のニーズに応じた支援	・通学を対象とした移動支援事業の実施(令和7年度以降) <sup>3</sup> ・デジタル補聴援助システムに係る助成(令和7年度以降) <sup>3</sup> 等

<sup>3</sup> 「(令和7年度以降)」と記載のあるものは、今後、障害者団体等と意見交換を行いながら、令和7年度以降の実施に向けた検討を進めます。

(2) 廃止縮小をする個別給付施策

ア 市重度障害者等福祉手当

制度概要、課題等(実績は令和4年度のもの)	見直し内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和47年に開始した対象者に手当を支給する制度<sup>4</sup></li> <li>・障害基礎年金や障害福祉サービスの拡充等、制度開始当初から障害者を取り巻く環境が変化しており、他市では既に廃止又は見直しがなされ、本市は指定都市内で最も高水準にあります。</li> <li>・障害者施策の持続可能性の確保等を図る上で、施策の手法を転換する必要があります。(支給額(年))重度6万円、中度3万6千円(対象者数)24,811人(決算額)1,236,467千円</li> </ul>	<p>【制度の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転換を図っていく個別給付施策として制度を廃止します。なお、既存受給者への影響や、意見交換における意見等を考慮して段階的に廃止します。</li> </ul> <p>令和6年10月 新規受付廃止 令和7年 4月 支給額半額 令和8年10月 支給廃止</p>

<sup>4</sup> 平成19年に、精神保健福祉手帳所持者を支給対象とするなどの制度変更をしている。

## イ 重度障害者医療費助成

制度概要、課題等(実績は令和4年度のもの)	見直し内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和49年に開始した対象者の医療費の自己負担分を助成する制度<sup>5</sup></li> <li>・障害関係経費の市単独事業で最も経費が大きく、障害者数の増加に伴って増加し続けており、本市は対象範囲も広いことから指定都市内でも高水準にあります。</li> <li>・障害者の健康の保持のため重要な役割を担う制度ですが、本制度自体の持続可能性を確保するためにも一定の縮小を行う必要があります。(対象者数)16,774人(決算額)2,520,905千円</li> </ul>	<p>【年齢制限の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で障害者となった者は、対象外とします。ただし、既存受給者は影響を考慮して引き続き対象とします。</li> </ul> <p>令和6年10月 施行</p> <p>【所得制限の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得基準(特別障害者手当<sup>6</sup>の基準相当)を超える者は、対象外とします。なお、既存受給者への影響、意見交換における意見等を考慮して施行まで2年半の期間を確保します。</li> </ul> <p>令和8年10月 施行</p>

5 平成16年に精神保健福祉手帳所持者を支給対象とするなどの制度変更をしている。

6 特別障害者手当の所得制限の基準(令和3年8月以降適用分)

扶養親族の数	所得額(円)	(参考)収入額の目安(円)	備考
0	3,604,000	5,180,000	扶養親族の数が3人以上の場合は、1人につき380,000円ずつ所得額が増加
1	3,984,000	5,656,000	
2	4,364,000	6,132,000	

備考1 所得額は、地方税法(昭和25年法律第226号)の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額

備考2 収入額の目安は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額

### (3) 転換のスケジュールについて

令和8年10月までに段階的に廃止縮小する市重度障害者等福祉手当及び重度障害者医療費助成に先駆けて、令和6年度から福祉の基盤整備のための新規拡充事業に取り組んでいきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
【新規拡充事業】 福祉の基盤整備の取組	令和6年度開始事業(34事業。令和5年度から実施する4事業を含む。)			
		令和7年度開始事業		
			令和8年度開始事業	
【廃止縮小事業】				
	市重度障害者等福祉手当	R6.10 新規受付停止(既存受給者への影響はなし)	R7.4 支給額半額	R8.10 制度廃止
重度障害者医療助成	R6.10 年齢制限(既存受給者への影響はなし。1年度当たり約4.5%の新規申請の減少)		R8.10 所得制限(約2%の受給者が対象外)	

#### (4) 見直し及び転換に当たって

令和9年度時点で、廃止する事業と同規模の事業を実施することを検討します。

また、転換に当たっては、影響を受ける廃止縮小をする個別給付施策の受給者を取り残さないサポート体制を図るため、専用の電話窓口としてコールセンターを開設し、受給者全員に対し、個別に御案内を送付します。

なお、個別給付施策の対象者の自然増に伴う経費増加分の抑制及び特定財源の確保により、令和9年度以降、年間約8億円以上の一般財源の縮減を見込みます。

個別給付施策	福祉の基盤整備等
市重度障害者福祉手当の廃止 重度障害者医療費助成の縮小 廃止事業の予算額：約14億円 <sup>7</sup> 廃止及び縮小事業の 対象者数：約28,000人(受給者数) <sup>8</sup>	福祉の基盤整備等のための 新規拡充事業の実施 予算額：約14億円 <sup>9</sup> 新規拡充事業の 対象者数：約46,000人(障害者数) <sup>10</sup> 及びその支援者等の人数



7 現行制度を継続した場合に想定される令和8年度時点における市重度障害者等福祉手当の予算額。令和8年度予算への実際の影響見込みは、約11億円の減少。なお、重度障害者医療費助成の縮小による令和8年度予算への影響見込みは、約2億円の減少

8 現行制度を継続した場合に想定される令和8年度時点の廃止及び縮小事業の受給者数

9 令和9年度時点での新規拡充事業に掛かる経費の試算額

10 令和9年度時点の市内障害者数の試算